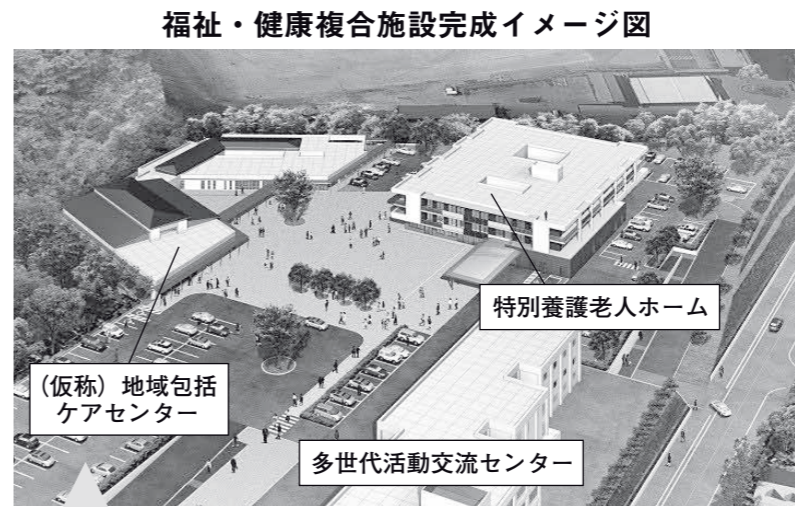


（仮称）地域包括ケアセンターの 工事が始まります

町では、高齢者の皆さんが可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、旧松栄小学校用地に福祉・健康複合施設を整備を進めています。

先行して整備を進めている特別養護老人ホームの整備工事に続き、高齢者の皆さんの生活を包括



（仮称）地域包括ケアセンターの4つの機能

①療養通所介護

常時看護師による観察が必要な難病等の重度要介護などを対象とし、入浴・排せつ・食事等の介護や、その他日常生活上の世話と機能訓練を行います。

②訪問看護ステーション

看護師等が、要介護者の居宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行い、できるだけ居宅で自立した日常生活を営めるように療養生活の支援などを行います。

③地域包括支援センター

高齢者を対象とした包括的な相談及び支援などを行います。（現在保健センター隣にある機能を移転）

④地域の交流スペース

高齢者を対象とした介護予防事業や、子どもから高齢者まで多世代が交流できる施設として活用するほか、健康診断、災害時の避難所、選挙の投票所などにも利用します。

的に支援する「（仮称）鳩山町地域包括ケアセンター」の整備工事が始まります。
今月号では、この施設工事の概要をお知らせします。

- 施設概要 「療養通所介護」「訪問看護ステーション」「地域包括支援センター」「地域の交流スペース」の4つの機能を備えます。（詳細は左記参照）
- 施設の規模・構造
- 【建築面積】2451.09㎡
- 【建築構造】鉄筋コンクリート造
- +鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、平屋建て、駐車場など
- 工事期間 平成29年3月28日まで
- 工事業者 株式会社島村工業
- 問合せ 役場高齢者支援課 介護保険担当 ☎296-1210

特別養護老人ホームの入居申込を9月から受け付けます

旧松栄小学校用地に整備を進めている特別養護老人ホーム（鳩山松寿園 東館）の開所（平成29年2月予定）に伴う入居受付を次のとおり行います。

- 対象者：要介護3～5（常時介護が必要な方で、居宅において介護を受けることが困難な方）
- 入所定員：90人
- 申込開始：9月1日（木）から
- 申込方法：来園日を事前にご連絡・調整してから、鳩山松寿園（小用554）で入所申込書に必要事項を記入の上、お申し込みください。

- 入所決定：埼玉県特別養護老人ホーム優先入所指針により入所順位を決定します。判定結果は2週間以内に郵送でお知らせします。
- 利用料金：介護保険サービス基準費用額のとおり（月額利用料30日計算）
- 【要介護3】約133,000円、【要介護4】約135,000円、【要介護5】約137,000円
- ※いずれもサービス費及び自費分含まれます。
- ※詳細は職員配置や加算要件により変動するため、契約時にお知らせします。
- 問合せ：鳩山松寿園開設準備室 ☎296-2121

◆開催日時・場所

日程	時間	場所	定員（※）
8月16日（火）～18日（木）	【午前の部】 午前10時～正午 【午後の部】 午後1時～3時	多世代活動交流センター 2階 歴史・文化学習ルーム	各日とも 午前・午後 各10人
8月20日（土）	午後1時～3時	農村公園内「まっぼっくり」研修室	午前・午後 各25人

※いずれも定員を超えた場合は抽選
※費用無料。当日は、手拭きタオル、飲み物を用意の上、汚れてもよい服装でお越しください。



※作品はイメージです。植物は配布されません。

製作した作品は、古代の窯跡を参考に作られた農村公園内の「復元古代窯」（登り窯）で、薪を使って古代と同じような方法で10月中旬に焼き上げる予定です。



5月26日、復元古代窯のある農村公園内の施設で「鳩山町復元古代窯活用ボランティア」の第1回打合せが行われ、町内外から集まったボランティアの方々（写真）が一堂に会しました。この日は、今後の活動内容などについて話し合った後、平成24年度に築造した復元古代窯や、活動の拠点の一つとなる多世代活動交流センターなどを見学しました。今後、皆さまには、復元古代窯を活用した各種体験学習や焼成実験などのイベントの運営や、観光客の受け入れなどにご協力いただきます。

「古代焼き物の里」鳩山を感じよう
ミニ瓦・須恵器づくり体験 参加者募集

今からおよそ1300年前の鳩山町で、国分寺の瓦や南関東の役所・集落で使われた食器など（須恵器）が大量に作られていたのをご存知ですか？
これにちなんで、今年も町内で

とれた粘土を使ってミニ瓦や須恵器（古代の食器）を作りながら、町の歴史を学ぶことができる焼き物づくり体験学習を実施します。初心者の方にもていねいに指導しますので、皆さま奮ってご参加ください。

なお、手作りのため、作品に割れやひびが生じることがございます。予めご了承ください。

■申込・問合せ 7月28日（木）までに鳩山町教育委員会 文化財分室（☎296-13862）へ。電子申請可。（町ホームページのトップ画面にある「便利ガイド」内「電子申請・届出サービス」ページにて「鳩山町」を選択してください。）

「高齢者向け給付金」の申請期限は7月29日（金）までです。 申請を忘れると給付金3万円は支給されません。

「高齢者向け給付金」の対象者

- ◆昭和27年4月1日以前生まれの方
- ◆平成27年度分の住民税が課税されていない方
- ※ただし、住民税において、課税者の扶養となっている場合や生活保護受給者は対象外。

- 対象者：平成27年度の「臨時福祉給付金」の対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる方。※詳細は広報4月号の11ページをご覧ください。
- 支給額：一人あたり3万円
- 基準日：平成27年1月1日
- 申請期間：7月29日（金）まで
- 提出書類：①申請書（該当と思われる方には4月中旬および6月上旬に郵送済。役場健康福祉課窓口でも入手可。）②本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）
- 申請先：役場健康福祉課または役場東出張所
- 問合せ：役場健康福祉課 地域福祉担当 ☎296-1241

非核平和都市宣言に伴う ミニミニ原爆展・平和に関する パネル展・DVD上映会を 開催します



昨年ミニミニ原爆展・平和に関するパネル展の様子

多くの尊い命を奪った原子爆弾が広島と長崎に投下されてから71年が経過します。

町では、非核・平和の願いを込め、町民の皆さんに、過去の悲惨な戦争を振り返り、戦争が残した教訓や平和の尊さについて考えるきっかけとしていただくため、ミニミニ原爆展・平和に関するパネル展およびDVD上映会を開催します。

- ◆ **パネル展示**
- **期間** 8月2日(火)～10日(水) 午前8時30分～午後5時 ※土・日曜日は除く
- **場所** 役場1階ロビー
- **内容** 戦前・戦中の学校の風景写真、「ミニミニ原爆展」広島・長崎の被災資料写真ほか

◆ DVD上映会

- **上映作品**(アニメーション)
- ① **「夏服の少女たち」**(30分)
原爆死した少女たちの物語と、原爆でボロボロに燃えた少女たちの夏服を今もなお形見として守り続けている、年老いた親たちの忘れることのできない原爆の悲劇を描いた作品。
- ② **「最後の空襲 くまがや」**(30分)
第二次世界大戦最後の空襲を終戦前夜に受けた熊谷市の惨劇を、当時の記録、体験者の話や手記を基に忠実に参照して描いた作品。
- ③ **「青い目の人形物語」**(35分)
平和なふるさと埼玉と世界の平



「DVD上映会」上映作品・スケジュール

上映作品	日時
① 夏服の少女たち	8月2日(火)～4日(木) 午前10時～10時30分
	8月5日(金)、8日(月)～10日(水) 午後2時～2時30分
② 最後の空襲 くまがや	8月2日(火)、4日(木) 午後2時～2時30分
	8月8日(月)、10日(水) 午前10時～10時30分
③ 青い目の人形物語	8月3日(水) 午後2時～2時35分
	8月5日(金)、9日(火) 午前10時～10時35分

和の実現に向けて、埼玉県が制作したオリジナルアニメーション映画。

■ **上映日時** 右表のとおり

■ **場所** 役場1階相談室

■ **問合せ** 役場総務課 人権政策担当 ☎ 296-11214

子どもの食育を考えるプロジェクト 「はとこ子給食レシピコンテスト2016」への作品を募集します

町では、子どもたちの「食」や「地産食材」への興味・関心の向上、「地産地消」の取り組みの促進などを目的に、「はとこ子給食レシピコンテスト2016」を開催します。そこで、今年も皆さんから「給食でこんな料理が食べてみたい」と思う、おかず一品料理のレシピを募集します。

いつも給食を食べている皆さん、昔給食を食べていた皆さん、また、そうでない方もぜひアイデアをお寄せください。

なお、10月15日(土)開催のK-1(健康長寿1番)祭り会場において公開試食審査(第2次審査)も行いますので、多くの方のご来場をお待ちしています。

- **応募資格** 年齢、性別を問わず、どなたでも応募できます。プロ・アマチュアを問いません。
- **応募部門** ① **地産地消部門** 「鳩山町の特産品」や「地産産の野菜」を取り入れた献立
- ② **給食でこれが食べたい!部門** 皆さんのアイデアが詰まった献立
- **応募条件** レシピは自作で、未発表のものに限ります。応募にか

かる経費は、応募者の負担とし、応募作品のネーミングを含めた一切の権利は、鳩山町に帰属します。(応募用紙の返却はできません。)

■ **応募要領** 和洋中は問いません。おかず1品料理を考えてください。第2次審査に進む作品は、大量調理に適した料理(作業の細かい料理や電子レンジの利用は不向き)とします。(実際に学校給食に採用されるのは冬の時期です。)

■ **応募方法** 応募用紙に必要事項を記入し、料理の出来上がりがよくわかる写真(もしくはイラスト)を添付の上、7月15日(金) 鳩山

9月5日(月)の間に町内小・中学校、町保健センターに提出(郵送またはEメールで提出も可)。一人何点でも応募できます。詳しくは町ホームページをご覧ください。

■ **審査・表彰等** 第1次審査は書類審査、第2次審査は試食審査を行います。最優秀作品には図書カード5000円分を、優秀作品には図書カード3000円分などを贈呈します。また、優秀作品は学校給食メニューとして取り入れ、町ホームページなどに掲載します。なお、各賞の決定は10月末の予定です。

■ **問合せ・送付先** 町保健センター ☎ 296-12530

■ **【Eメール】** h4600@town.hatoyama.lg.jp

■ **【郵送】** 〒350-0324 鳩山町大字大豆戸183-1

学校給食センター 大澤 昌代 栄養教諭からのアドバイス



ハンバーグや揚げた魚にかけるソースや、いつものスープに何か工夫してもいいと思います。

また、大豆や味噌をはじめとした、地元の野菜(冬場なので大根や白菜など)を使用した献立もお待ちしております。

一度に大量調理しなければならない学校給食では、衛生面や作業面から、複雑すぎる作業や手で食材をこねるなど、いくつかできない作業もあります。献立を完全に再現できないこともありますが、その場合は、給食用にアレンジさせていただきます。

皆さんのアイデアがいっぱい詰まった献立を楽しみにしています。ぜひ、チャレンジしてみてください。

鳩山町食生活改善推進委員協議会主催

おやこの食育教室 参加者募集

おじいちゃん、おばあちゃんとの参加も大歓迎♪

親子で楽しくお料理してみませんか。お孫さんとの参加も大歓迎です。先生がやさしく教えてくれるので「料理はちょっと苦手」という方も安心です。

■ **対象**：小学生とその親または保護者 ■ **日時**：8月5日(金) 午前10時～午後1時(予定) ■ **場所**：町保健センター 2階 ■ **講師**：鳩山町食生活改善推進員 ■ **費用**：1人300円(教材費、パンダナ含む) ※当日徴収 ■ **定員**：12組(定員を超えた場合は抽選) ■ **持ち物**：エプロン、上履き(スリッパ不可) ■ **申込期間**：7月6日(水)～26日(火) ■ **申込・問合せ**：町保健センター ☎ 296-2530 **電子申請** (※) も可。



鳩山町民「海の家」をご利用ください

7月、8月の期間限定!



町では、夏の海水浴シーズンだけ利用できる利用券を発行しています。ぜひご利用ください。

■ **補助対象**：町内在住の4歳以上の方。開設期間中、1人1泊以内。 ■ **開設場所**：新潟県長岡市(寺泊)、神奈川県足柄下郡真鶴町、千葉県長生郡白子町 ※補助対象施設一覧は町ホームページよりご覧いただけます。 ■ **開設期間**：7月1日～8月31日 ■ **補助額**：1泊3,000円(会計時に控除) ■ **利用方法**：各観光協会等へ電話で直接お申し込み後、役場町民課または東出張所窓口に宿泊日の5日前までに申請手続きをしてください。詳細はお問い合わせください。 ■ **問合せ**：役場町民課 ☎ 296-5891

※町ホームページのトップ画面にある「便利ガイド」内「電子申請・届出サービス」ページにて「鳩山町」を選択してください。

◀第66回「社会を明るくする運動」広報ポスター（主唱/法務省）



犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ
「社会を明るくする運動」にご協力ください

7月は社会を明るくする運動の強調月間です。

「社会を明るくする運動」とは、すべての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい地域社会を築いていこうという運動で、今年で66回目を迎えます。

町では、更生保護活動に取り組んでいる保護司・更生保護女性会会員の皆さんを中心に、各中学校への作文コンテストの協力依頼や、鳩山中学校での啓発活動などを行います。

「保護司」って？
保護司法に基づき法務大臣から委嘱を受け、犯罪や非行をした人

が立ち直るための支援や、地域の犯罪予防活動などを行う民間のボランティアです。

「更生保護女性会」って？
地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。

■問合せ 役場総務課 人権政策担当 ☎296-1214

「愛の募金」活動にご協力を

埼玉県更生保護女性連盟・小川地区更生保護女性会では、「社会を明るくする運動」の強調月間に併せて、活動資金の造成を目的とした「愛の募金」活動を行っています。この活動を通して、更生保護施設への助成、愛の図書配布、DV被害者への支援などの資金的な援助を行っています。活動の趣旨をご理解いただき、ご支援・ご協力をお願いします。

多世代活動交流センター「チャレンジ・スペース」利用者を集めます

事業用事務所やサークル活動など、さまざまな活動の拠点としてご利用ください。

■対象団体等 次の①～④のいずれかに該当する団体
①町内に在住または在勤する方で構成される団体 ②町と連携する町内および近隣の大学など ③公共的な機関 ④町内に本拠を置く事業所
■貸付けをする部屋 多世代活動交流センター3階3・5・6号室（松ヶ丘四丁目1-1）
■利用できる日・時間 祝日、年

部屋	貸付期間(※1)	貸付料(月額)(※2)
3号室	11月1日から	6,500円～26,000円
5号室		12,000円～48,000円
6号室	8月1日から	13,000円～52,000円

※1 1年単位で2回まで更新可。(最長3年)
※2 団体の営利・非営利区分、収入によって変わります。

■契約 旧松栄小学校3階チャレンジ・スペース活用指針(平成20年2月1日制定)に基づき契約を締結します。ただし、希望が重なった場合は、抽選などにより選考します。
■その他 原状貸付、原状回復返還となります。
※机などの備品や電話回線およびインターネット設備などはありません。(今後整備予定なし)
■問合せ 役場政策課 政策推進担当 ☎296-1212



■募集期間 7月1日(金)～20日(水)
■応募(申請)方法 役場政策課(庁舎2階)の窓口にて備えてある「チャレンジ・スペース利用希望申請書」に必要事項を記入し、収入を示す書類と併せて政策課へ提出してください。(午前8時30分～正午、午後1時～5時の間)

■募集期間 7月1日(金)～20日(水)
■応募(申請)方法 役場政策課(庁舎2階)の窓口にて備えてある「チャレンジ・スペース利用希望申請書」に必要事項を記入し、収入を示す書類と併せて政策課へ提出してください。(午前8時30分～正午、午後1時～5時の間)

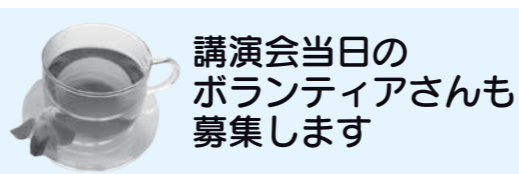
第2回認知症予防講演会参加者募集
「メディカルハーブと認知症予防」
～こころ・頭・身体もつるおうハーブ～



ハーブは、リラクセスや認知症予防にも有用であると言われます。今回は、メディカルハーブの研究で有名な木村美紀先生から、分かりやすくメディカルハーブの効果をお話させていただきます。

■日時 8月28日(日) 午後1時30分～3時(受付:午後1時から)
■場所 町ふれあいセンター3階
■講師 東邦大学薬学部薬学総合教育部門・明治大学理工学部応用科学科 講師 木村美紀氏
■費用 無料

■定員 100人(先着順)
■その他 手話通訳あり。お身体の不自由な方は、お申込み時にお知らせください。当日は、スタッフがご案内します。
■申込 7月11日(月)から、町地域包括支援センターで受け付けます。
■問合せ 町地域包括支援センター
TEL296-7700
FAX298-0077



講演会当日のボランティアさんも募集します
この講演会には、ハーブティーの試飲があります。ハーブティーの試飲時にお手伝いいただける方を募集します。ご協力いただける方は、お申し込みの際に、お申し出ください。

「さわやか健康教室」公開講座(講演会)
「アクティブライフのための身体機能の整え方～脳、心臓、ひざ、腰など～」

今年度の「さわやか健康教室」公開講座では、シニアライフをいきいきと過ごすための身体機能の整え方について、専門講師にお話しいただきます。
活動の妨げとなる身体症状やその原因、気になる予防法まで、最新の情報を手に入れてアクティブライフを目指しましょう！
■日時 8月2日(火) 午前10時40分～11時50分(受付:午前10時20分から)
■場所 町保健センター1階
■講師 東京都健康長寿医療センター研究所 研究部長 北村明彦氏
■費用 無料
■定員 50人(定員を超えた場合は抽選。選外者には通知。)
■その他 手話通訳あり。お身体の不自由な方は、お申込み時にお知らせください。当日は、スタッフがご案内します。
■申込・問合せ 7月27日(水)までに町地域包括支援センター ☎296-7700、FAX298-0077まで。電子申請可。(町ホームページのトップ画面にある「便利ガイド」内「電子申請・届出サービス」ページにて「鳩山町」を選択してください。)

いきいきとシニアライフを過ごすために
日常生活でできるセルフケアの方法をお教えします



講師 北村明彦氏

介護が必要となる主な原因は、脳卒中、認知症、衰弱、関節疾患、心臓病など多彩です。こうした原因に対しては、適切な治療が必要ですが、同時に、自らが日常生活の中で身体機能を整えるというセルフケアが重要です。ぜひ、講座を通して、自分に合った方法を見つけて実践していただきたいと思ひます。

万が一に備えて 日ごろから ストーマ用品の備蓄をお願いします

町では、災害時に備え、食糧や水、生活用品のほか、ストーマ(人工肛門・ぼうこう)用装具を必要とする内部障がい者が、災害時の避難所での生活に支障が生じないようにストーマ用品の備蓄をしています。しかし、個人ごとにストーマ用装具の形式が違いため、町がすべてを準備することは困難です。このため、装具を必要とする方は日常の交換・装着のために保管している装具とは別に、避難時の手持

ち用装具として、ストーマ用品・小物類を必要最小限含めて2週間分の用意をお願いします。また、町では、いざという時のために、ストーマ用装具のメーカー名、品名、サイズ等を記載する「オストメイトカード」を障害者手帳の交付時等に配布しています。

■問合せ 役場健康福祉課 障害者福祉担当
TEL 296-1241
FAX 296-3390

平成28年8月分から 児童扶養手当の加算額が増えます

ひとり親家庭等で多子世帯の経済的負担を軽減するため、平成28年8月1日から「児童扶養手当法」の一部が改正され、児童扶養手当の第2子および第3子以降の加算額が変更されます。

■変更後加算額 【第2子】月額最大1万円 【第3子以降】月額最大6千円(下表参照)
※支払い(8~11月分)は12月になります。

■問合せ 役場健康福祉課 子育て支援担当 ☎ 296-1241

児童扶養手当の月額

児童数	現状	平成28年8月から	
		全部支給	一部支給
1人	全部支給	42,330円	42,320円~9,990円(※)
	一部支給	42,320円	
2人目	定額5,000円	全部支給: 10,000円 一部支給: 9,990円~5,000円(※)	
3人目以降(1人あたり)	定額3,000円	全部支給: 6,000円 一部支給: 5,990円~3,000円(※)	

※所得に応じて決定されます。

国民年金保険料は 納付期限までに納めましょう

平成28年4月分から平成29年3月分までの国民年金保険料は月額16,260円です。保険料は日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネットバンク等を利用しての納付、お得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内しています。未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方(被保険者本人・配偶者・世帯主)の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。納付書の再発行や未納期間の確認などが必要な方は、川越年金事務所へお問い合わせください。

なお、所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除制度や納付を猶予される制度があります。詳しくは左記をご覧くださいか、町民課保険年金担当までお問い合わせください。

■問合せ:【納付に関する事】川越年金事務所 ☎ 242-2657、【免除制度に関する事】役場町民課 保険年金担当 ☎ 296-5891

国民年金保険料は 口座振替がお得です

国民年金保険料の納付には、口座振替がご利用になれます。口座振替をご利用いただくと、保険料が自動的に引き落とされるので金融機関などに行く手間が省けるうえ、納め忘れもなく、とても便利です。

また、口座振替にはお得な前納制度があります。前納制度のうち、6か月前納(10月~3月)をご希望の方は8月末が申出期限となりますので、ご希望の金融機関、役場町民課、川越年金事務所のいずれかへお申し出ください。

※今年度の6か月前納(4月~9月)、1年度・2年度前納の申出は締め切りました。

■持ち物: 納付書(または年金手帳)・通帳・金融機関の届出印 ■申出期限: 8月26日(金) ■問合せ: 役場町民課 保険年金担当 ☎ 296-5891 または川越年金事務所 ☎ 242-2657



ご存知ですか?

国民年金保険料の免除・猶予制度

経済的な理由や災害などにより、国民年金保険料を納めることが困難なときは、申請し承認されると保険料が免除または猶予されます。保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金を受け取ることができなくなったり、もしもの時の障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができない場合もあります。納めることが難しい方は、国民年金保険料の免除・猶予申請をしましょう。

免除の内容は被保険者の方々の負担能力に合わせ、全額免除・半額免除・4分の1免除・4分の3免除・納付猶予と段階的な免除基準があり、納付しやすい環境となります。また、平成28年度分から、納付猶予制度の対象被保険者年齢が30歳未満から50歳未満に拡大されました。世帯主に所得が多く、免除基準を満たしていない方でも、猶予制度であればご利用いただける可能性がありますので、申請をご検討ください。

＜免除承認・猶予期間＞

申請月	申請年度	承認期間
平成28年7月 ~ 平成30年8月	平成28年度	平成28年7月~ 平成29年6月 (平成27年所得で 審査)

申請月の2年1か月前まで免除申請することができます。手続きをされていない方は早めに行きましょう。

■手続き: ①印鑑(代理申請の場合) ②年金手帳 ③失業を理由に申請(特例)する場合は「雇用保険受給資格者証」や「雇用保険被保険者離職票」などの公的機関の証明書を持参

※免除の対象となるかどうかは、本人・配偶者・世帯主の前年所得がそれぞれ免除基準以下であることが条件となります。(納付猶予は、本人・配偶者所得)

■申請書受付・問合せ: 役場町民課 保険年金担当 ☎ 296-5891

※申請書は、役場東出張所でも受け付けます。

飼い主の責務を守りましょう 不幸な犬・猫を減らすのはあなたです

ペット動物を飼育する場合は、その習性を考慮して、命を全うするまで適正に飼うことが飼い主の責務です。餌やりや、散歩時での糞尿処理を適正に行うことはもちろん、逃げ出さないよう確実につなぐなど、社会のルールを守り他人に迷惑をかけないようにすることが大切です。



◆埼玉県条例により、原則として犬を放すことは禁止されています。

■問合せ 役場生活環境課 生活安全担当 ☎ 296-5894

ご存知ですか? 動物の多数飼養届出制度 犬猫を10頭以上飼っている方は 届け出が必要ですよ

「埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例」の改正により、犬猫を10頭以上飼っている場合は、平成26年10月1日から県への届出が必要になっていきます。これは、多数飼養の実態を把握し、必要に応じて飼い主にアドバイスや指導などを行うためのものです。

対象となる方は、所定の手続きを行ってください。

■対象 犬・猫(生後90日以内の)

ものを除く)を合計で10頭以上飼養している方

■罰則 未届出または虚偽の届出をした場合は、3万円以下の過料

■届出先 坂戸保健所または県動物指導センター ※郵送時は左記まで

■問合せ 県生活衛生課 総務・動物指導担当 ☎ 048-83013605

